

第4章 計画の基本目標

1 第5期計画の推進に向けた課題

平成9年に策定した「横須賀市基本構想」を実現するため、本市では平成23年度から平成33年度までを計画期間とする後半の「基本計画」を策定しました。

この新しい基本計画では、人口減少や少子高齢化を始めとする、さまざまな問題を克服し、夢の持てる豊かな社会の実現を目指しています。

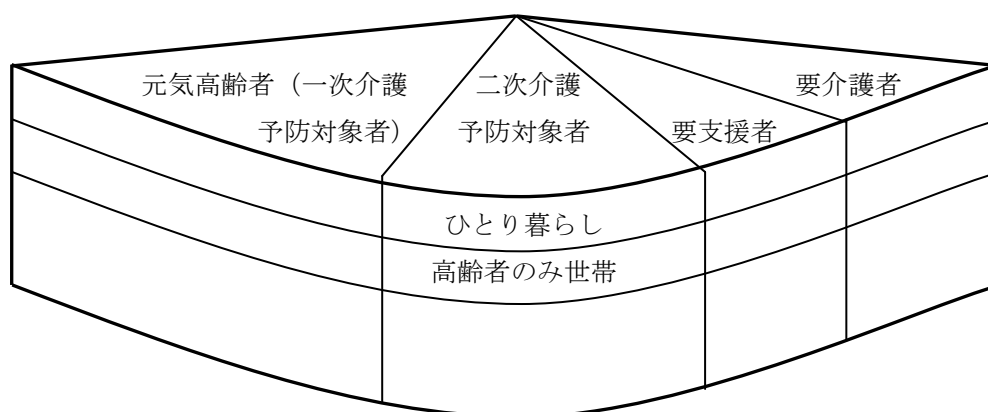
そのため、「命を守るプログラム」を始めとする5つの重点プログラムを定め、これらを着実に推進すること、また、まちづくり政策の目標の1つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げて「総合的な地域福祉サービスの推進」、「健康づくりの推進と医療体制の充実」を図ることとしました。

これらを実現する個々の施策の目標として、

- (1) 地域福祉サービスの推進
- (2) 地域福祉サービスを支える人づくり
- (3) 地域福祉サービスを支える場づくり
- (4) 心と体の健康づくり などを定めました。

誰もが、その人らしく、いきいきと暮らし続けられるよう、以下にその課題を明らかにしていきます。

図41 高齢者の構成のイメージ



※一次介護予防対象者…主として活動的な状態にある高齢者

※二次介護予防対象者…主として要介護状態等となるおそれの高い高齢者

(1) 第4期計画における諸施策の実施状況

① 高齢者の自立支援

ア 増加する介護予防が必要な高齢者への対応

<取り組み・課題>

本市直営の介護予防事業に加え、委託事業として地域包括支援センターによる介護予防教室を通年実施したほか、地域の診療所等との連携により介護予防の必要と思われる人へ健診や介護予防教室の案内を実施しました。

今後は地域ごとに、また、網羅的、継続的に介護予防の必要な人への働きかけが必要です。

イ 増加する単身世帯、高齢者世帯への対応

<取り組み・課題>

毎年、本市は民生委員によるひとり暮らし高齢者調査を実施しています。また、地域包括支援センターと連携し、総合的な相談体制を築いています。

今後は、さらに地域単位で、どこにどのようなニーズがあるのかの把握を進めていく必要があります。

ウ 孤立死防止への対応

<取り組み・課題>

本市では、ひとり暮らし高齢者に緊急通報システムの貸与を行っていますが、何よりも地域における日ごろからの見守りが必要です。地域によっては町ぐるみで、高齢者に緊急連絡先や医療情報を自宅に備えるような働きかけを行っています。

今後は、このような地域ごとの取り組みが広がるよう、啓発を行っていくことが必要です。

エ 見守りネットワーク（閉じこもり・うつ予防対策）の整備

<取り組み・課題>

本市は、高齢者が集う憩いの場として市内に老人福祉センター6カ所、老人憩いの家1カ所を設置しています。しかし、高齢者の生活様式や楽しみが多様化していることから、憩いの場所、集いの場も一様ではありません。さまざまな理由で、地域との交流がなくなっている人もいます。

また、少しずつ、外出が億劫になって閉じこもり状態になってしまったり、一人で悩みを抱えて孤立してしまうことは、年齢を問わず起き得ることです。

地域ごとに身近なところで、高齢者が気軽に話をしたり、集える場所、出会いの機会の創出と併せて、身近に相談できる窓口も考えていく必要があります。意識的な地域の見守りの取り組みに広がるような啓発も必要です。

オ 地域コミュニティの機能発揮

<取り組み・課題>

市内には高齢者を中心に活発な活動を行っている地域があります。それはレクリエーションから文化活動、ボランティアに至るまで、皆がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活できるような環境の創造を実践している好例です。

一方で、本市では地域での公共的な取り組みを実践している団体に補助金の支出を行っています。

こうしたことから、市内には、高齢者を対象とした複数の助け合い組織が生まれており、安心な町づくりの実践例と言えます。

今後も、地域の高齢者が住み慣れた町でいきいきと、安心して暮らせるような、すぐ先の未来を地域と一緒に考えていく必要があります。

カ 高齢者の権利擁護（虐待防止）

<取り組み・課題>

本市では、全国に先駆け、平成13年4月から高齢者虐待防止ネットワーク事業を立ち上げ、高齢者虐待の防止に取り組んできました。

現在も保健師5名を配置し、訪問や電話、面談による相談を行い、早期発見、早期対応を行うと共に、定期的に介護者のメンタルヘルス相談も行っています。

また、関係機関とネットワークを立ち上げ、情報を共有しながら、さらに事例検討会、研修会なども開催し、活動の充実を図っています。

今後も、増え続ける高齢者虐待の早期対応に引き続き取り組んでいきます。

② 高齢者の在宅生活支援

ア 増加する要介護・要支援高齢者への対応

<取り組み・課題>

要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護サービス必要量も増加しています。そのため、サービス供給量を確保するとともに、サービスの質の向上が求められます。また、利用者にも、真に必要なサービスを利用してもらう必要があります。

今後も、真に必要なサービスが適切に供給されるためには、不適切な給付を削減することが必須となるため、ケアプランのチェックが必要と考えます。

さらに、各介護サービスの質の向上を図るために、各介護サービス提供事業所で働く職員の定着と育成が望まれます。

イ 身近な地域でのケア体制の確立

<取り組み・課題>

本市では、地域でいつまでも安心して在宅の生活が送れるよう、地域包括支援センターと情報交換会を定期的に関き、情報の共有に努めて、地域固有の問題の解決を図っています。

また、有識者による地域ケア会議を開催し、地域福祉の向上のための意見交換を行っています。

今後も、地域包括支援センターやサービス提供事業者、民生委員、診療所など関係機関が情報を共有し、地域づくりのために有機的に活動していく必要があります。

ウ 認知症高齢者への支援と事業の推進

<取り組み・課題>

家族の構成に拘わらず、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられることが必要です。そのため、地域包括支援センターにおける相談、支援体制の充実を図るほか、地域での見守りネットワークの強化、認知症サポーターの養成を行ってきました。

また、介護者や高齢者が社会で孤立しないよう、介護者の集いを定期的で開催してきました。

引き続き、認知症高齢者への理解を広げ、関係機関の連携による地域ぐるみの見守りと支援が高齢者とその介護者に行き届く地域づくりが必要です。

エ 高齢者の権利擁護（成年後見制度利用支援）

<取り組み・課題>

高齢者や家族が安心して暮らし続けるために、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。本市では、地域包括支援センターと連携し、相談の中で制度の案内に努めてきました。

今後も、成年後見制度の利用が進むよう説明と啓発に努めると共に、市民後見人の養成を行っていく必要があります。

③ 高齢者施設の整備

ア 増加する要介護高齢者への対応

<取り組み・課題>

第4期計画では、特別養護老人ホームの待機者数を勘案し、新たに特別養護老人ホームを300床と、グループホームを74床整備することとしました。そのほか、認知症のデイサービス施設4施設や小規模多機能型居宅介護事業所（一部グループホームと併設）3施設を整備しました。

今後の施設整備については、第4期計画期間中の整備に伴う効果や影響を見極めながら、検討する必要があります。

(2) 第5期計画の課題

第5期計画においては、平成23年度に策定した基本計画の諸目標の実現に向けた取り組みを、推進する必要があります。

① 地域福祉サービスの推進

ア ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域と連携した支援が必要です。

イ 高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制を充実させる必要があります。

ウ 高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、介護者の支援や各種サービスの利用調整が求められています。

エ 介護の必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携することと、さまざまな支援が求められています。

オ 判断能力の不十分な高齢者とその家族などが安心して暮らせるようにするため、成年後見制度の利用の支援が必要です。

② 地域福祉サービスを支える人づくり

ア 福祉・介護サービスの基盤である人材を安定的に確保するため、その育成・支援が必要です。

イ 支援が必要な人やその家族が安心して暮らせるようにするため、介護・医療などに関する知識の普及啓発や、支援を行う人材の育成が求められます。

③ 地域福祉サービスを支える場づくり

ア 介護を必要とする高齢者の生活を支えるため、介護基盤の整備を促進する必要があります。

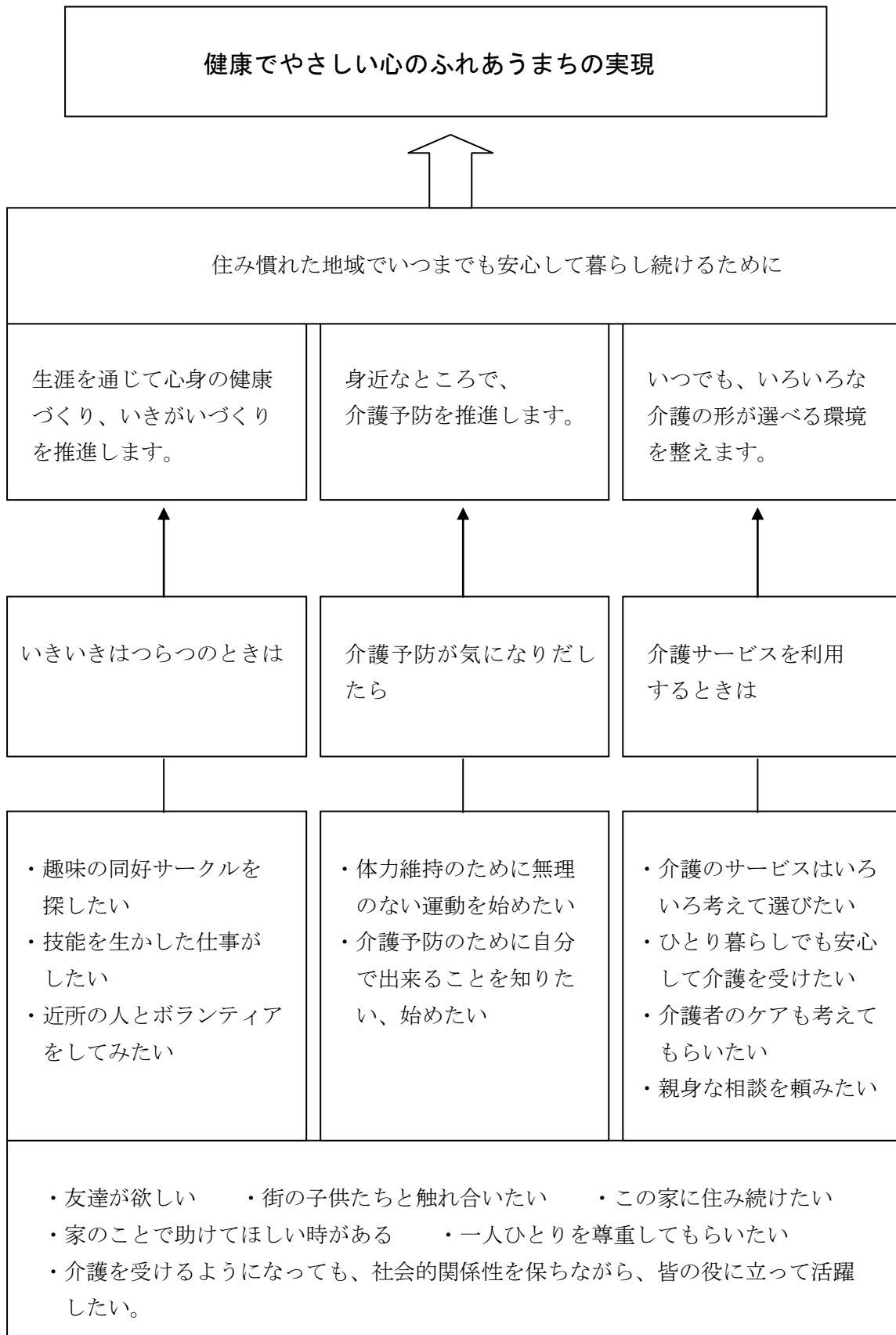
④ 心と体の健康づくり

ア 体力づくりや栄養面での指導など介護予防の推進が求められています。

イ ウォーキングを始めとして、一人ひとりに合った運動を生活の中に取り込み、生涯を通じて、健康づくりに取り組むことが求められています。

2 第5期計画の基本目標

(1) 目標とする街のイメージ (図42)



(2) 目標を実現していくための施策の考え方

高齢者のさまざまなステージに対して、安心して生活を続けられるよう、多面的に諸施策を推進します。

① いきいきはつらつの毎日を充実させるために、生涯を通じて心身の健康づくりといきがづくりを進めます。

- ・ 老人クラブほか生きがいを求める人たちへ活動の支援をします。
- ・ 高齢者の生涯学習や身近な健康づくり、就業への支援を充実します。
- ・ ひとり暮らし等高齢者が孤立しないよう必要な支援をします。
- ・ 権利擁護について、さまざまな機関で制度の利用促進を図ります。
- ・ 新健康よこすか21を推進し、生涯にわたる市民主体の健康づくりを応援します。

② 元気なうちから介護予防を啓発し、身近な場所での介護予防の取り組みを進めます。

- ・ 高齢者を対象に調査を行い、介護予防の必要な人に対して介護予防教室への参加を促します。
- ・ 身近な地域で介護予防教室に参加することで、その必要性を実感し、持続的な介護予防の実践につなげます。
- ・ 地域包括支援センターとともに介護予防事業を充実させ、一人でも多くの人に参加してもらえるよう工夫していきます。

③ いつでも必要な時に、いろいろな介護の形が選べる環境を整えます。

- ・ 自宅や身近な場所で相談できるよう、地域に展開する地域包括支援センターの周知と円滑な運営、機能の充実を図ります。
- ・ 在宅療養する人が困らないように医療、福祉関係機関のネットワーク化を進めます。
- ・ 認知症高齢者に対する知識の普及啓発を図るとともに、地域の相談、見守り体制を充実させ、高齢者及び介護家族への支援の充実を図ります。
- ・ 高齢者虐待を予防するため、講演会などを通じ、必要な知識の普及啓発を図ります。また、相談や通報から早期発見、早期対応に努め、高齢者及び家族を支援します。
- ・ 必要な介護保険サービスが過不足なく、ケアプランに沿って適切に提供されるようにします。
- ・ 必要とされるニーズ把握のもとで、特別養護老人ホームの整備に努めます。
- ・ 高齢者の多様な住まいの情報提供と住み替えに関する相談体制の充実を図ります。